

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のBクリニックに採用され、機能訓練士としてマッサージ業務に従事していた。

請求人は、平成〇年頃から吐き気、不眠等の症状がみられるとして勤務先である同病院に受診し、同年〇月〇日に「不眠症」と診断され、さらに、平成〇年〇月〇日に「うつ状態」、同年〇月〇日に「不安神経症」と診断された。

その後、請求人は、平成〇年〇月に同病院内で介護部（デイケア）に異動となったところ、平成〇年〇月〇日、同病院近くの歩道橋から飛び降り自殺（未遂）を図った。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「精神障害等専門部会」という。）は平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は平成〇年〇月末頃に I C D - 1 0 診断ガイドラインの「F 4 3 . 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと意見しており、当審査会としても、請求人の症状等の経過からみて、精神障害等専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

請求人らは、Cから注意を受けたことやリハビリの総合実施計画書の書き直しを何回も指示されたことが原因となって本件疾病を発病したと主張しているため、以下検討する。

請求人は、Cから注意を受けたことについて、平成〇年〇月〇日付け聴取書で、要旨、「自殺未遂を図るに至った一番の原因は、平成〇年頃からのCによる言葉の嫌がらせである。Cの小言は、2、3日に1回、1日に多いときで2、3回、時間は長いときで5～10分程度であった。Cの小言は全て業務に関することで、激しい口調や人格否定発言はなかった。私は他の職員より少し仕事の能力が劣っている。」と述べ、同年〇月〇日付け聴取書では、要旨、「Cの言葉の嫌がらせ以外に、仕事の関係で精神障害発病の直接の原因となったストレスはない。Cの小言やリハビリの総合実施計画書の書き直しの指示などは、業務指導の範疇であったと思う。」と述べ、さらに、平成〇年〇月〇日付け聴取書では、要旨、「Cの小言は、車いすに乗っている患者の足がフックから外れていたり、歩行訓練で患者のズボンがずり落ちていたりすることについてであって、全て業務に関するものであり、激しい口調で叱られたことはなく、人格や人間性を否定するような発言もなかった。私の件で、ミスを捏造されたことはない。」と述べている。

また、請求人は、リハビリの総合実施計画書の書き直しを何回も指示されたことについて、平成〇年〇月〇日付け聴取書で、要旨、「リハビリ総合実施計画書が間違っていると何度も書き直すよう指示された。残業はなかったので、労働時間に関しての不満はなかった。」と述べ、また、平成〇年〇月〇日付け聴取書では、要旨、「計画書を仕事が終わって午後8時半まで作成し、Cに提出したら、細かい指示があり、句読点がなかったことについても最初から書き直しを指示された。最終的には、私が作成した計画書を基に、リハビリ助手や理学療法士が完成してくれた。」と述べている。

これら請求人の申述からみて、平成〇年頃からのCの注意・指導は、患者の安全確保のための助言等で、業務上必要なものであり、請求人を標的とした意図的なものではなく、業務指導の範囲内であると認められる。そして、D、E、F、Gら職場の同僚も、「Cの注意や指導は、車いすのフックへの患者の足の乗せ方、車いすの置き場所などであって、業務指導の範囲である。患者の前で注意することもあったが、大きな声で注意することもなかった。

請求人だけを目の敵にして激しく指導した印象はない。患者の前で意図的に叱責したこともない。激しい口調で叱責したり、乱暴な言葉を用いたり、人格や人間性を否定するような発言はしなかった。」旨を述べていることから、当審査会としては、当該出来事について認定基準別表1の出来事の類型「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

エ したがって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」の出来事が1つであり、「強」に至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人らは、自殺未遂前の6か月の間に職場で本来の仕事はどんどん減らされていって、それに対するフォローがなく、常に緊張状態で、かなり強いストレスを受けていたことが原因となって本件疾病が悪化したとも主張するが、平成〇年〇月〇日の自殺行為は、療養中の精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したものである可能性はあるとしても、当該行為前おおむね6か月間において、精神障害の悪化に関与した「特別な出来事」は認められないことから、その悪化について業務起因性があるとはいえない。

3 以上のおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。